

監査結果公表第 2 4 - 1 号

住民監査請求に係る監査内容の公表について

平成 2 4 年 3 月 2 7 日付けで提出のありました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、請求人への通知内容を八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 2 4 年 4 月 2 7 日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	花 村 茂 男

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

監査内容については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	花 村 茂 男

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 3 月 27 日付けで提出された地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の要旨

請求人より提出された請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 上場株式等の配当所得について、確定申告書に計上した時は、個人住民税の所得合計に算入し、税額の計算段階で配当支払額から源泉徴収された 3%の金額(配当割額)を税額から控除し、控除しきれない分は還付等がなされることとなる。
- 2 上場株式等の配当所得は、銘柄毎の期別支払い時に 3%が源泉徴収され(円未満の端数は切り捨て)、請求者は平成 22 年分についてその期別の積み上げ額を確定申告し、本来の住民税の配当割等控除額は、その申告した各銘柄の期別毎源泉税額の合計であるが、八尾市は各銘柄の所得合計額に 3%を乗じる計算方法を採用しており、この誤った処理により端数処理の関係で差額が生じ、市に損害を与えている。(提出された事実証明書によれば、請求人本人分で市の損害額は 4 円)。
- 3 八尾市は納付されていない額まで納付されたものとして事後処理(配当割・株式譲渡割控除額、配当割等充当金、配当割等還付金)をし、八尾市に損害を与えているので、課税担当の責任者である市民税課長が賠償されたい。また、他の同様の事例が無いか調べ、併せて賠償されたい。
- 4 未上場株式の配当所得について、現行法で課税できるにもかかわらずほとんど課税していないそうであるが、なぜ課税漏れが長年続いているのか至急調査し善処されたい。

第2 地方自治法第242条第1項に係る判断

- 1 地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

また、当該住民監査請求制度は、地方公共団体の損失、ひいては住民の損失を防止し、違法あるいは不当な行為の回復を図ろうとする趣旨から設けられているものであり、単に違法あるいは不当な行為に該当するだけでは足りず、さらに地方公共団体に損害を生じている必要があるとされている。(平成6年9月8日 最高裁判決)

- 2 本件において請求人は、請求人自身の平成23年度の市府民税額の算出過程における配当割額の控除額について、八尾市は納付されていない額まで納付されたものとして事後処理をし、誤った算出方法によって、本来の配当割額の控除額より(請求人本人分で)4円多くなり、結果として市に損害を与えており、また、他の同様の事例が無いか調べ、課税担当の責任者である市民税課長が併せて賠償することを要求し、未上場株式の配当所得についても、市はほとんど課税していないそうであり課税せよ、との主張であると解される。

しかしながら、特別徴収(源泉徴収)する際の特定配当等に係る府民税(配当割)額や配当割額の控除を行う際の市・府民税の按分に伴う控除額の端数計算等については、地方税法や同法施行令、地方税個別通達に規定があるものの、本請求内容に係わる市・府民税額算出過程での、配当割額の控除を算出するに当たっての方法(確定申告書での申告者記載額を優先するのか、特定配当等所得の合計から乗じた額を優先するのか)については、法令等による規定がないことから市の裁量が一定容認される。

今回の市の行為については、確定申告書の住民税配当割額控除額欄において申告者の記載漏れや記載誤りが想定される中で、一律に特定配当等所得の合計額から算出したものであり、結果として納税者有利となる税額計算方法となっている。また、配当割額の控除額の差額については、特定配当等に係る府民税を特別徴収する際の円未満の端数切り捨てによって生じるものである。これらの状況を判断すれば、市の行為は裁量権を逸脱したものではなく、さらに、不当な動機、目的で行われたものでもないことから、違法性が認められない。

また、今回の市の行為については、裁量の範囲内で行ったもので違法性はなく、納税者有利となる税額計算方法を採用していること等の理由から、差額が生じて市に損害を与えているものとは言えない。

なお、未上場株式の配当所得について、現行法で課税できるにもかかわらずほとんど課税していないそうであるが、なぜ課税漏れが長年続いているのか至急調査し善処されたい、との請求については課税漏れがあるという事実についての個別・具体的な摘示がなく、事実証明書の添付もないことから、財務会計

行為の特定がされておらず、住民監査請求の要件に該当しない。

以上、八尾市において何ら財務会計上の違法・不当な行為はなく、かつ、損害も発生しているとは認められないことから、本件請求は請求要件を満たさないものと判断する。

第3 結論

以上のことから、本件監査請求は地方自治法第242条第1項の要件を満たさないもので却下する。